

相続時精算課税制度徹底解説

～令和5年度改正の概要～

その3

今回からシリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第三回目は、相続時精算課税に係る令和5年度税制改正の概要について解説します。

相続時精算課税贈与については、以下のように改正されることとされました。

	改正前	改正後
贈与者	父母又は祖父母等	同左
受贈者	贈与をした者の推定相続人（直系卑属である者のうち18歳以上）であるもの（相法21の9①） また、18歳以上の孫も受贈者となることができる（措法70の2の6）	同左
相続財産に加算される財産	相続時精算課税により取得した財産の価額が相続財産に加算される	相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産について、基礎控除（110万円）が創設（措法70の3の2①）され、相続時精算課税によって取得した財産から毎年110万円を控除した残額が相続財産に加算される（相法21の12①）
特別控除	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格から2,500万円（既にこの控除を受けている場合には残額）を控除	同左
選択届出書	贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの期間内に贈与者ごとに贈与税の申告書に添付して「相続時精算課税選択届出書」を提出しなければならない	贈与を受けた財産の価額が基礎控除額以下である場合には、左の期間内に贈与者ごとに「相続時精算課税選択届出書」のみを提出することができる（相令5①）
贈与税の申告	特定贈与者からの110万円以下の贈与を受けた場合でも、贈与税の申告が必要	特定贈与者からの110万円以下の贈与を受けた場合には、贈与税の申告は不要
贈与税の税率	特別控除後の課税価格に20%の比例税率を乗じて計算する	基礎控除及び特別控除後の課税価格に20%の比例税率を乗じて計算する
被災不動産の評価	贈与を受けた財産が被災等を受けた場合であっても、贈与時の価額で相続財産に加算される	土地・建物が、相続税の申告期限までに災害により相当の被害を受けた場合は、相続時に再計算（被害を受けた部分に相当する額を控除する）される（措法70の3の3、措令40の5の3）
改正法施行時期	—	令和6年1月1日以後の贈与から

● 改正後のイメージ図

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合  
（法定相続人：配偶者1人、子2人）

